

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|------------------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 老人福祉憩いの家入館の禁止・退館の命令 |
| 根拠条例・規則等名 | | さいたま市老人憩いの家条例 |
| 条 項 | | 第 13 条 |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259） |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場 合はその理 由) | 憩いの家内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を 及ぼし、又はこれらのおそれのある者 |
| | 設定等年月日 | 平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 18 年 4 月 1 日最終改正 |
| 備 考 | | |